



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

規 則

○沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） ..... 1

告 示

○県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） ..... 1

○村営土地改良事業に係る換地処分の届出（村づくり計画課） ..... 2

○道路の区域の変更・3件（道路管理課） ..... 2

正 誤

○平成25年3月31日付け公報号外第17号中訂正 ..... 3

## 規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 1月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第2号

#### 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第2 児童相談所生活指導専門員の項中「勤務1回につき 15,900」を「日額8,800。ただし、夜間勤務の場合は、1回につき15,900」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 沖縄県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、真喜屋地区県営土地改良事業（農用地保全）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 1月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成26年1月22日から同年2月19日まで
- 3 縦覧に供する場所 名護市役所
- 4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告と

して、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

#### 沖縄県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、北大東村長から北大東村上北振第3地区（団体営農地保全整備事業）の換地処分をした旨の届出があった。

平成26年1月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

#### 沖縄県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成26年1月21日から同年2月3日まで一般の縦覧に供する。

平成26年1月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 22号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	北中城村字比嘉500番2から 北中城村字比嘉459番まで	18.1m ～ 18.4m	138.1m
新	北中城村字比嘉500番2から 北中城村字比嘉459番まで	18.1m ～ 26.8m	138.1m

#### 沖縄県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成26年1月21日から同年2月3日まで一般の縦覧に供する。

平成26年1月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沖縄環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	北中城村字比嘉642番1から 北中城村字比嘉499番2まで	30.6m ～ 42.7m	232.2m
新	北中城村字比嘉642番1から 北中城村字比嘉499番2まで	35.2m ～ 45.6m	232.2m

#### 沖縄県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成26年1月21日から同年2月3日まで一般の縦覧に供する。

平成26年1月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白浜南風見線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	竹富町字上原870番58から 竹富町字上原国有林208林班ろ小班まで	10.5m ~ 44.5m	355.1m
新	竹富町字上原870番58から 竹富町字上原国有林208林班ろ小班まで	10.5m ~ 44.5m	355.1m

正 誤

平成25年 3月31日付け公報号外第17号掲載の「沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（沖縄県規則第46号）」中次のとおり誤り。

頁	行	誤	正
21	下か ら21	経費	軽費
21	下か ら18 ~17	経費	軽費

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---